

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続調査として申し出た次の事件について、調査の経過及び結果を会議規則第 77 条の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 4 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教 様

厚生文教常任委員長 荒 生 博 一

記

調査事件名

- 1 町立病院等高齢者福祉施設について
- 2 地域包括支援センターについて

調査の経過

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「町立病院等高齢者福祉施設について」と「地域包括支援センターについて」に決定し、別紙「厚生文教常任委員会における審議の経過」のとおり平成 29 年 1 回、平成 30 年 14 回の計 15 回にわたり委員会を開催し、調査を行った。また平成 30 年 4 月 16 日から 19 日の 4 日間、先進地調査として福島県三春町及び茨城県利根町で「地域包括支援センターの運営について」行政調査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

- 1 町立病院等高齢者福祉施設について
(1) 上富良野町立病院について

ア 町立病院の現状と課題について

上富良野町立病院は、昭和 54 年建設で 38 年を経過し、施設の老朽化と狭隘化が著しく、また機能面では現在の医療ニーズに対応できなくなっている。この間、中待合室やトイレの改修、玄関のバリアフリー化、介護療養型老人保健施設へ転換するなど、改善を進めながら現在に至っている。

今、町立病院施設の大きな課題となっているのは、平成 28 年 4 月 1 日に施行された消防法施行令の改正により、一般病棟を有する病院はスプリンクラーの設置が義務付けられ、その期限は特例により平成 37 年 6 月末となっている。

町立病院は、第 6 次総合計画の町民アンケート調査の結果からも多くの町民

の方々から医療体制の整備は優先度が高く、将来とも現在の医療水準を継続しなければならないことを前提に、現有施設にスプリンクラーを設置すべきか、または、新たに病院施設の改修を進めることによりスプリンクラー問題の解決を図り、入院患者や入所者の安全確保を進めるのか、早急に判断を行い町立病院の将来像を定める必要があると考える。

イ 改築の必要性について

町立病院は築 38 年を経過しており、今後において現施設を維持していくためには、配管設備、電気設備、自動ドア、エレベーター、スプリンクラー等の設備等の整備を進めなければならない、そのためには多額の予算が必要になってくる。

さらに、医療施設としての機能上の課題としては、外来受付や診療室の中待合室などの個人情報保護の観点、一般病棟における感染症や重篤患者対応の病室が無いこと、救急診察室と検査室、レントゲン室との動線に問題があることを考慮すると、早急に改修することが強く望まれる。

(2) 上富良野町の高齢者福祉施設について

上富良野町には、老人福祉法により規定されている特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設(ショートステイ)、介護療養型老人保健施設、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)、軽費老人ホーム(ケアハウス)、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設などの施設がある。

今回、高齢者福祉施設の調査対象としたのは、上富良野町が管理運営を行っている特別養護老人ホーム「ラベンダーハイツ」と併設されているデイサービスセンター・老人短期入所施設(ショートステイ)、また現在、上富良野町立病院内に併設の「介護療養型老人保健施設」の調査を行った。

ア 特別養護老人ホーム「ラベンダーハイツ」の現状について

ラベンダーハイツは、昭和 59 年建設で 33 年を経過したことにより老朽化が進み、施設、設備の機能低下等への対策が必要になってきている。

具体的な老朽化の個所としては、給湯・暖房設備、屋上と屋根の改修に早急に取り組まなければならない状況にある。

一方、運営上の課題としては、介護士離職に伴う介護士不足により、入所者定員 50 床・50 人を確保するための適切なサービス提供体制が整わない状況にある。介護認定者の増加等に伴い入所希望が増すことが予想される。新たな入所者を積極的に受け入れ、経営の健全化を図る上からも介護士の安定的な確保が急務となっている。

イ 老人デイサービスセンターの現状について

ラベンダーハイツに併設の老人デイサービスセンターは、平成4年に建設、運用が開始されてから25年が経過している。

機能上の課題としては、介護老人福祉施設としての基本機能は果たしているが、現在の利用実態からレクリエーション空間や休息休憩空間などが狭隘になっており、施設、設備の機能低下等への対応が必要となってきた。

運営上の課題は、現在ボランティア団体などの支援により、介護や見守りの体制が充実しているが、介護士等スタッフの確保が必要となっている。

ウ 老人短期入所施設(ショートステイ)の現状について

ラベンダーハイツに併設の老人短期入所施設(ショートステイ)は、平成11年に建設、運用が開始されてから18年が経過している。

短期入所生活介護事業所の運営上の課題としては、特別養護老人ホーム「ラベンダーハイツ」と一体運営を行っているため、職員の専任配置ではなく兼任配置となっている。今後の職員体制においてもラベンダーハイツとの一体運営が経営上望まれるので、特別養護老人ホーム全体として安定的な介護スタッフの確保が課題と考える。

エ 介護療養型老人保健施設の現状について

上富良野町立病院の病棟構成転換が平成20年12月1日に行われ、これまでの医療療養病床16床、介護療養病床20床から、経営の安定と高齢社会にそなえ医療機関併設型の小規模老人保健施設28床に転換された。

消防法の改正により、原則、介護保険施設については、平成29年度末までスプリンクラーの設置が義務化されたが、病院との併設施設であることから、病院施設と同様に平成37年6月末までの設置期限となっている。

介護療養型老人保健施設の機能上の課題としては、町立病院内併設のため、37年の経年劣化に伴う老朽化、狭隘化、そして個室化の検討が必要である。

また、運営上の課題としては、介護療養型老人保健施設は、医師による医学的管理のもと喀痰吸引や経管栄養といった医療処置のほか、入所中の急病や終末期ケアにも対応できる体制となっていることから、看護師、介護士、作業療法士等専門職の安定的な確保が必要である。

現在の介護療養型老人保健施設の稼働率は9割以上で、数名の待機者がいる状況であり、介護保険事業計画においても今後の入所対象者の増加が推計されていることから、28床の入所定員が適切であるかの検討が必要である。

(3) 結論(まとめ)

本委員会の閉会中の継続調査として、「町立病院等高齢者福祉施設について」調査・研究を進めてきた。

高齢者福祉施設については、町が一体となって直接経営する特別養護老人

ホーム「ラベンダーハイツ」、併設の老人デイサービスセンター、老人短期入所施設(ショートステイ)は、いずれの施設においても老朽化や狭隘化が問題となっており、一方、利用者のプライバシーの確保や快適性の面からの改善策が必要である。

特にラベンダーハイツにおいては、次代の要請などから個室化への対応が求められるとともに、超高齢社会と長寿命化により入所ニーズの高まりが予想されることから、現状の 50 床の入所定員が適切であるかの検討が必要であると考える。

仮定として町立病院の改築が実施される場合、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設(ショートステイ)においても、一体的に経営することの方がマンパワーなどの有機的な結びつきからも町立病院との併設、同一敷地内併置などを積極的に検討すべき課題と考える。

町立病院は、2床10室、4床1室、5床4室の計44床を有する町内唯一の有床医療機関として入院、外来、救急医療、予防接種業務、健診、訪問リハビリ等のほか介護療養型老人保健施設の医療と介護を担っている。このことは超高齢社会において町民が安心して暮らしていくための大きな支えになっていることなどから、救急病院として、さらに身近な医療機関として町立病院は将来とも維持継続されることが強く望まれる。

また、地域包括ケアシステムの中核施設としても継続することが期待されることから、介護療養型老人保健施設と同等な機能を有する施設の存続と増床についての検討も望まれるとともに、経営面や医師・看護師等の確保面からも病院に併設されることが効率的であると考えられる。

2 地域包括支援センターについて

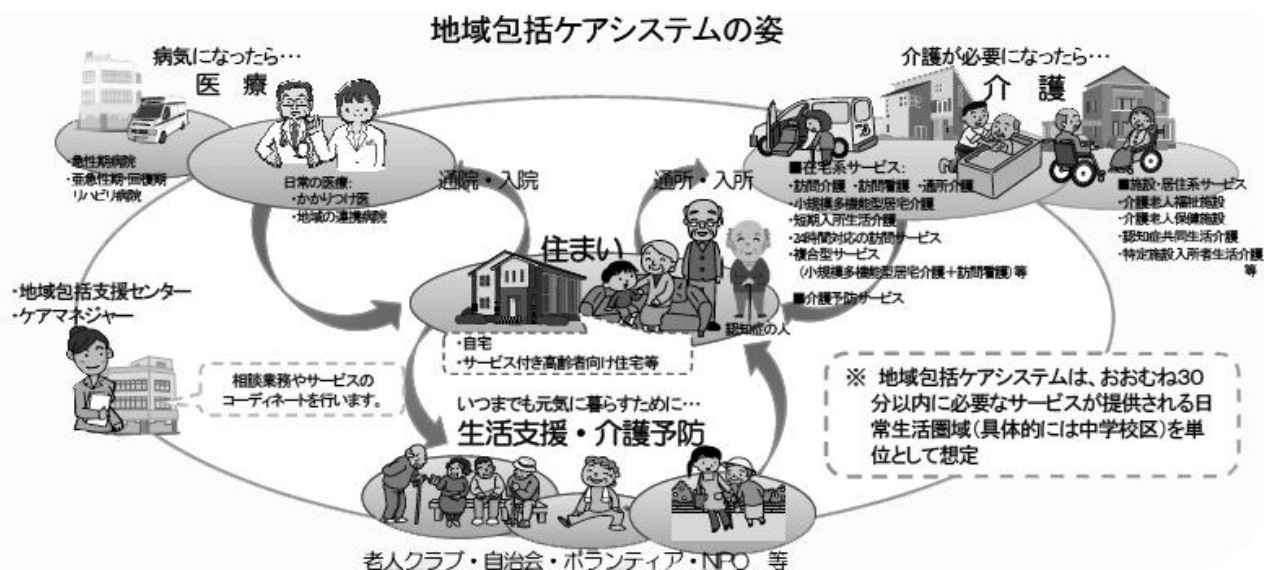
(1) 地域包括支援センターの法的位置付け

厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指している。高齢者が重い要介護状態となっても住み慣れた地域で、暮らしを続けられるようにするのが目的で、このシステムの中核となる機関が、「地域包括支援センター」である。

地域包括支援センターは、平成18年の介護保険法改正で制度化され、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の3職種が専門性を活かし、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」である。

主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、連携ネットワークを構築して実施することとなっている。

【資料：地域包括ケアシステム】



(2) 社会現象の変化と地域包括支援センターの役割

わが国は世界に類を見ないスピードで高齢化が進展しており、上富良野町においても高齢化率は平成30年5月1日の時点で30.9%となっている。今後においても高齢化の進行は、要介護者・認知症・閉じこもり等高齢者の増加、介護力の低下などの問題が危惧される。

そのような中で、地域包括支援センターは、国が進める地域包括ケアシステムの拡充によって、主な4つの業務の他に、近年、認知症患者に関する相談が多くなっていることから、認知症専門医と医療と介護の専門職が「認知症初期集中支援チーム」を組み、認知症の方や、その家族に早い段階から関与することで早期診断・早期対応ができる体制になっている。

その他にも在宅医療・介護の連携、生活支援コーディネーター、介護予防の推進、地域ケア会議の主催などの業務内容が追加され、地域包括支援センターの業務はさらに高度化してきており、地域内で果たす役割の重要度が増してきている。

(3) 地域包括支援センターの相談支援の現状

相談分類としては、家族からの相談が多く、相談対象者は約8割が75歳以上の後期高齢者についてである。

相談内容は、介護保険認定の相談、介護保険サービス利用に関することが全相談件数の約半数を占めている。

相談件数は、増加の傾向にある中で、困難事例の増加や相談内容の複雑・多岐化、多様化、責任ある家族が近くにいないなどの問題があり、独居高齢者と高齢者夫婦世帯の増加により、来所相談が難しいケースが見受けられ、職員負担が大きくなってきている。

【資料：相談件数】

＜総合相談件数＞

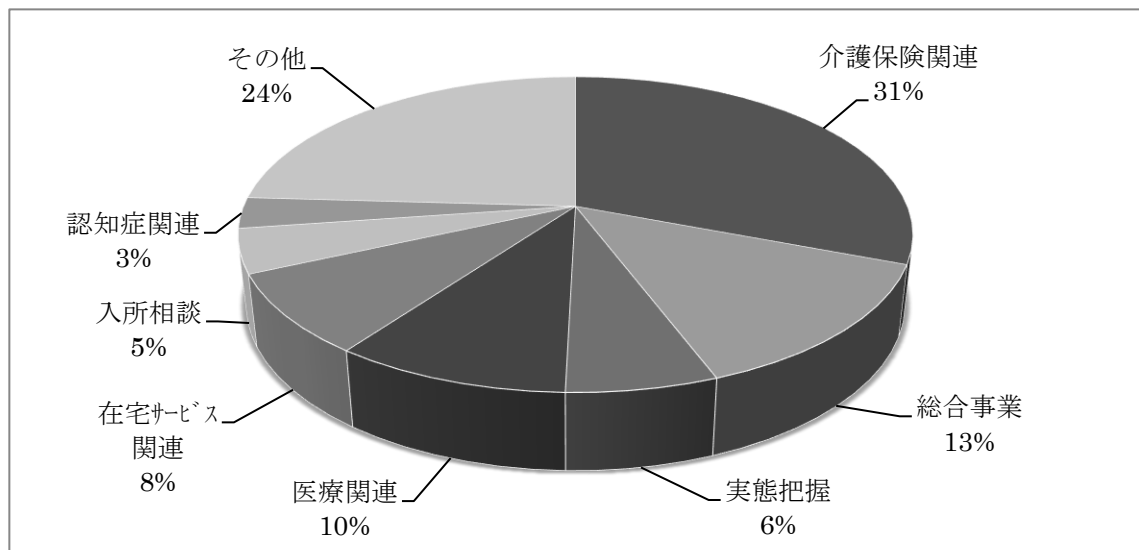
(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談新規	123	136	111	170	126
相談継続	1,060	956	778	1,256	1,559

＜相談方法＞

(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪 問	251	282	202	440	545
来 所	340	345	287	353	387
電 話	581	414	389	512	625
その他	72	93	56	131	197



(4) 地域包括支援センターの人員基準と職員体制

地域包括支援センターの人員基準は、次のとおりである。

①包括的支援事業に係る人員基準

第1号被保険者(65歳以上の高齢者)3,000人～6,000人ごとに、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員を最低限各1人

②介護予防支援の人員基準

保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験のある看護師、3年以上経験の社会福祉主事の職種のうちから「必要な数」を置く。

上富良野町地域包括支援センターは、介護予防支援事業所としての指定を受けており、包括的支援事業と介護予防支援業務を担っている。人員基準についても、包括的支援事業に係る基準と介護予防支援に係る基準の2本立てとなっており、双方を満たす必要がある。

地域包括支援センターの平成30年10月1日現在の職員体制は、センター長1名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士2名の4名の正職員の他に、介護

予防支援員(認定調査員)の嘱託職員2名と、事務職の臨時職員1名を置き7名となっているが、保健師職が欠員の状況となっている。

町内に住む65歳以上の高齢者3,353人を3人の職員で地区割りし、相談支援を行っている。

しかしながら、今後の地域包括支援センターの機能を十分に発揮するためには、基準以上の体制整備が求められる。

(5) 障がい者等支援の相談体制の現状

地域包括支援センターの総合相談支援業務では、主に介護に関する相談を受けているが、それ以外にも医療や子どもに関する心配ごと、障がいに関する事なども相談が可能である。

障がい者の支援相談業務等は、現在、富良野市の施設に委託をしているが、今後においては当町の地域包括支援センターでの相談体制を整え、身近なところで相談ができるよう、専門的な人員配置など、障がい者等の相談体制についても十分な検討の必要があると考える。

(6) 結論(まとめ)

上富良野町の地域包括支援センターは、平成18年4月1日から町が直接管理監督をして運営を行ってきた。

地域包括支援センターの役割は、介護が必要になった方にとって、介護に関する相談を行政や関係機関の間をたらい回しにされることなく、介護・医療・住まい・生活支援、権利擁護などワンストップで対応することである。

これからの2025年問題に向けて、今後も相談件数・困難事例の増加、相談内容の複雑・多岐化、多様化(生活面、家族問題、障がい)等により業務過多が心配される。さらには、次代の要請として子どもから高齢者までトータルに相談できる窓口としての機能強化も望まれることから、人員配置、職員体制について早急に検討し、体制強化の充実が求められる。

また高齢者の暮らしを地域でサポートする機関として、地域包括支援センターの存在が十分に認知されていない状況が見受けられることから、今後においては地域包括支援センターの役割や機能などを関係機関の協力を得ながら、周知の徹底に努めるべきである。

そして何より、地域包括ケア機能強化のためにも上富良野町社会福祉協議会との連携の強化を図り、高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送り続けられるように、地域包括支援センターのさらなる充実を期待する。

【別紙】 厚生文教常任委員会における審議の経過

月 日	内 容
平成 29 年 10 月 17 日	閉会中の継続調査事件を「町立病院等高齢者福祉施設について」と「地域包括支援センターについて」に決定
平成 30 年 1 月 25 日	今後の調査の進め方と先進市町村行政調査について審議
平成 30 年 2 月 2 日	先進市町村行政調査の調査テーマと調査先、日程を決定 ・調査テーマ「医療・介護・福祉の連携」、 「介護予防等の健康寿命延伸の取り組み」 (1) 宮城県大和町「大和町地域包括支援センター」 (2) 宮城県涌谷町「涌谷町民医療福祉センター」 (3) 茨城県利根町「利根町地域包括支援センター」
平成 30 年 2 月 27 日	先進市町村行政調査の調査テーマと調査先の変更 ・調査テーマ「介護予防等の健康寿命延伸の取り組み」 (1) 福島県三春町「三春町地域包括支援センター」 (2) 茨城県利根町「利根町地域包括支援センター」
平成 30 年 3 月 14 日	先進市町村行政調査の行程(案)を協議
平成 30 年 3 月 26 日	(1) 上富良野町地域包括支援センターの事業内容について (2) 町立病院の運営について それぞれの所管課長等から説明を受け、現況を調査
平成 30 年 4 月 16 日 ～ 4 月 19 日	【先進市町村行政調査】 ・調査テーマ「介護予防等の健康寿命延伸の取り組み」 (1) 福島県三春町「三春町地域包括支援センター」 (2) 茨城県利根町「利根町地域包括支援センター」
平成 30 年 5 月 28 日	先進市町村行政調査の報告内容を審議
平成 30 年 6 月 12 日	先進市町村行政調査報告書を決定。議長に提出
平成 30 年 6 月 19 日	平成 30 年第 2 回定例会において、先進市町村行政調査報告書により議会で報告
平成 30 年 8 月 7 日	閉会中の継続調査事件の今後の進め方について審議
平成 30 年 9 月 4 日	ラベンダーハイツの介護職員等確保の状況を副町長、所長から説明を受け、調査
平成 30 年 9 月 25 日	地域包括支援センター、町立病院、ラベンダーハイツの各施設運営の現状と課題を、所管課長等から説明を受け、調査
平成 30 年 10 月 11 日	ラベンダーハイツ施設の現地調査
平成 30 年 10 月 29 日	閉会中の継続調査事件の調査報告に向けた審議
平成 30 年 11 月 21 日	所管事務調査報告書(素案)の審議
平成 30 年 12 月 4 日	所管事務調査報告書(案)の最終審議、決定。議長に提出
平成 30 年 12 月 11 日	平成 30 年第 4 回定例会において、所管事務調査報告書により議会で報告